

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令について

総合政策局地域交通課
自動車局旅客課
総合政策局物流政策課
鉄道局都市鉄道政策課

1. 背景

第201回国会において、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）が、令和2年5月27日に成立、6月3日に公布されたところ。

今般、同法の施行に伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）、自動車道事業規則（昭和26年運輸省・建設省令第2号）及び旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第100号）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成15年国土交通省令第102号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 制定しようとする内容

1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則関係

（1）地域旅客運送サービス継続事業の要件（法第2条第11号関係）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第11号の国土交通省令で定める選定の方法は、公募によるものとし、当該公募の際には、公募の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を示して行うものとする。また、実施方針には、地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況や、当該路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容等を定めることとする。

（2）地域公共交通利便増進事業の内容（法第2条第13号ト関係）

法第2条第13号トの国土交通省令で定めるものは、異なる公共交通事業者等との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第2条第13号ホに掲げるものに該当するものを除く。）、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置（法第2条第13号イからへまでに掲げるものと併せて行うものに限る。）とする。

（3）地域公共交通計画の定量的な目標（法第5条第4項関係）

法第5条第4項の国土交通省令で定める定量的な目標は、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、その費用に係る国又は地方公共団体の支出の額等とする。

- (4) 地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項（法27条の2第2項第7号関係）
法第27条の2第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 地域公共交通計画に地域旅客運送サービス継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
 - ② 上記のほか、地域旅客運送サービス継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (5) 地域旅客運送サービス継続実施計画の同意対象（法第27条の2第3項関係）
法第27条の2第3項の国土交通省令で定める者は、地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者や、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者等とする。
- (6) 貨客運送効率化実施計画の記載事項（法27条の8第2項第6号関係）
法27条の8第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 地域公共交通計画に貨客運送効率化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
 - ② 上記のほか、貨客運送効率化事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (7) 地域公共交通利便増進実施計画の記載事項（法27条の16第2項第7号関係）
法27条の16第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 地域公共交通計画に地域公共交通利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
 - ② 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
 - ③ 上記のほか、地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (8) 地域公共交通利便増進実施計画の同意対象（法第27条の16第3項関係）
法第27条の16第3項の国土交通省令で定める者は、地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等とする。
- (9) 地域公共交通利便増進実施計画の公表の方法（法第27条の16第5項関係）
法27条の16第5項の国土交通省令で定める公表は、地域公共交通利便増進実施計画の概要について行うものとし、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (10) 新モビリティサービス事業計画の記載事項（法36条の2第2項第6号関係）
法36条の2第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 新モビリティサービス事業の実施に必要となるデータ連携に係る事項
 - ② 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
 - ③ 上記のほか、新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (11) 共通乗車船券に係る届出の方法（法第36条の3第1項関係）

法第36条の3第1項の国土交通省令で定める届出の方法は、共通乗車船券を発行しようとする旅客運送事業者の氏名又は名称及び住所、旅客運送事業者を代表する者の氏名又は名称、割引を行おうとする運賃又は料金の種類、共通乗車船券の名称、発行価額等を記載した届出書を提出することとする。

(12) その他

その他所要の規定の整備を行う。

2. 道路運送法施行規則（以下「運送法施行規則」という。）関係

(1) 地域公共交通会議の協議対象の拡大（運送法施行規則第9条の2関係）

地域公共交通会議における協議の対象を現行の「一般乗合旅客自動車運送事業」から「一般旅客自動車運送事業」に拡大し、また、自家用有償旅客運送についても種別を問わず協議対象にするため、「市町村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改めることとする。

(2) 営業区域外旅客運送の禁止規定の例外（運送法施行規則第18条の2関係）

改正法の施行に伴い、法第20条第2号の「地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合」として、下記の2つの場合を定めることとする。

- ・過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送が困難な場合（第1号）
- ・一時的な輸送需要量の増加に対し、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送需要への対応が困難な場合（第2号）

(3) 福祉有償運送の対象の整理（運送法施行規則第49条関係）

実情に合わせ、福祉有償運送の対象の明確化を行うこととする。

(4) 自家用有償旅客運送の種別の見直し（運送法施行規則第51条関係）

現行では、自家用有償旅客運送の種別は実施主体及び運送目的に応じて3類型に整理されているところ、種別を見直し、運送目的に応じて下記の2類型に整理することとする。

① 交通空白地有償運送

市町村又はNPO法人等が主体となって、交通空白地において地域住民又は観光旅客等の運送を行うもの

② 福祉有償運送

市町村又はNPO法人等が主体となって、単独での公共交通機関の利用が困難である身体障害者等を対象に、原則、ドアtoドアの個別輸送を行うもの

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送において、事業者が協力する事項（運送法施行規則第51条の2の2関係）

法第79条の2第1項第5号で定める事業者協力型自家用有償旅客運送において一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う事項として国土交通省令で定める事項は、整備管理の体制の整備とする。

(6) 登録簿の公表（運送法施行規則第51条の5関係）

登録簿の縦覧方法を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネ

ットの利用その他の方法により公表することとする。

(7) 関係者間の協議が調っていないとき（運送法施行規則第51条の7関係）

法第79条の4第1項第5号の関係者間において協議が調っていないときは、次に掲げるいずれにも該当するときとする。

- ① 自家用有償旅客運送について地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議が調っていないとき
- ② 改正後の地域公共交通活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画に、自家用有償旅客運送の導入について定められていないとき

(8) 旅客の名簿の取り扱い（運送法施行規則第51条の25関係）

自家用有償旅客運送の種別を見直し、運送目的に応じて2類型に整理し、また、改正法により、交通空白地有償運送については、観光旅客を含む来訪者も運送対象となることから、地域住民以外の不特定多数の者の利用が見込まれることとなる。

以上のことから、交通空白地有償運送については、その運送主体に対して旅客の名簿の作成・設置義務を課さないこととする。なお、市町村が実施主体の場合は福祉有償運送の場合においても従来どおり名簿の作成・設置義務を課さないこととする。

(9) 通知の対象及び内容（運送法施行規則第60条の4及び5関係）

① 通知の対象

法第91条の2に規定する通知制度の趣旨は、一般乗合旅客自動車運送事業者の新規参入申請について関係地方公共団体に通知し、地域での協議を促進することにあるため、通知の対象は、法第4条第1項の新規事業許可に加え、法第15条第1項の認可申請については路線の新設に係るもの（旅客の利便に及ぼす影響が比較的小さい場合を除く。）に限定することとする。

② 通知の内容

通知の内容は申請者に関する事項及び路線図その他路線に関する事項とする。

(10) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）関係

(1) 一般旅客自動車運送事業者による運賃及び料金等の公示方法（運輸規則第7条の2等関係）

改正法において、国土交通省令で定めるところにより、運賃、料金等を公示しなければならないとされたため、公示方法を規定することとする。

公示方法については、インターネットによる公表等、事業者と利用者双方にとって合理的となる公示方法も認めることが、利用者利便の観点から利用者に広く知らしめるためにも望ましいが、一方で、インターネットを利用できない人も一定数存在することから、営業所等への掲示義務を当面は引き続き維持することとする。

(2) 旅客の禁止行為の規定の対象拡大と整理（運輸規則第52条及び第53条関係）

法第28条に基づき、物品の持込制限（運輸規則第52条）及び禁止行為（運輸規則第53条）の対象を「一般乗合旅客自動車運送事業者」から「旅客自動車運送事業者」に改めることとする。

一方、車内での演説等、対象を拡大することによって支障が生じるおそれのある事項

については、禁止行為の対象から除外する。

また、物品の持込制限に係る別表について、社会情勢等に応じて臨機応変に対応する必要があることから、告示事項とすることとする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

4. 自動車道事業規則関係

改正法において、自動車道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、一般自動車道の使用料金、供用約款等を公示しなければならないとされたため、公示方法を規定することとする。

公示方法については、インターネットによる公表等、事業者と利用者双方にとって合理的となる公示方法も認めることが、利用者利便の観点から利用者に広く知らしめるためにも望ましいが、一方で、インターネットを利用できない人も一定数存在することから、営業所等への掲示義務を当面は引き続き維持することとする。

5. 旅客自動車運送事業等報告規則関係

自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、自家用有償旅客運送輸送実績報告書（第6号様式）について所要の改正を行う。

6. 国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「物効法施行規則」という。）関係

改正法による改正前の物効法第4条第7項においては、主務大臣による総合効率化計画認定時の道路管理者への意見聴取の手続き等に関して国土交通省令で定めることとしている。当該規定を受けた物効法施行規則においては、同項を引用しているところ、一般の同法の改正により同項に条項移動が生じたことから、物効法施行規則においても条項ズレに対する措置を行う。

7. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（以下「機構省令」という。）関係

(1) 監事の調査対象となる書類（機構省令第3条）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の監事の調査対象となる書類として、物効法の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類を追加する。

(2) 業務方法書の記載事項（機構省令第4条）

機構の業務方法書の記載事項として、機構法第13条第1項第10号に規定する物効法第20条の2第1項に規定する業務に関する事項を追加する。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール

公 布 : 令和2年11月27日

施 行 : 令和2年11月27日